

表1 近畿大学自己点検・評価委員会規程

- 第1条 近畿大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2条 委員会は、本学の教育、研究の充実と活性化を図り、大学の使命を果たすため、教育、研究等の現況とその独自性についての自己点検・評価に関する事項を調査検討することを目的とする。
- 第3条 委員会は、次の者をもって構成する。
- (1) 学長、副学長、理事若干名
 - (2) 各学部長、教養部長、大学院部長
 - (3) 教職教育部長、短大部長、通信教育部長、中央図書館長、学生部長、留学生センター長、附属病院長
 - (4) 事務部関係部長
- 第4条 委員会に委員長を置き、学長がこれを任命する。
- 第5条 委員会に運営委員会を置き、委員には各学部等（大学院研究科を含む。）自己点検・評価委員会委員長をもって充てる。
- 第6条 委員会の下に専門の事項を点検・評価するため、必要な専門部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会の委員には、第3条の委員が分担して当たるほか、各学部教員、その他職員の中から適任者を選任して委嘱する。
 - 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
 - 4 部会長は、随時部会を開催し、その審議結果は委員会に報告するものとする。
- 第7条 委員会及び部会の委員の任期は、2年とする。
- 第8条 委員会及び部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 第9条 各学部等に自己点検・評価に関する検討機関を置くことができる。
- 第10条 委員会の事務は、総務部総務課において行う。

附 則

この規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成12年1月1日から施行する。